

令和8年3月9日招集

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和8年3月9日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	秋田 恵理香		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第6号 (専決第1号)	専決処分の承認について 令和7年度若桜町一般会計補正予算(第10号)	原案承認
2	議案第7号 (専決第2号)	専決処分の承認について 令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第4号)	原案承認
3	議案第8号	令和8年度若桜町一般会計予算	原案可決
4	議案第9号	令和8年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
5	議案第10号	令和8年度若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
6	議案第11号	令和8年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
7	議案第12号	令和8年度若桜町赤松団地事業特別会計予算	原案可決
8	議案第13号	令和8年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
9	議案第14号	令和8年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
10	議案第15号	令和8年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	原案可決
11	議案第16号	令和8年度若桜町新町団地事業特別会計予算	原案可決
12	議案第17号	令和8年度若桜町簡易水道事業会計予算	原案可決
13	議案第18号	令和8年度若桜町下水道事業会計予算	原案可決
14	議案第19号	令和7年度若桜町一般会計補正予算(第11号)	原案可決
15	議案第20号	令和7年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第 4号)	原案可決
16	議案第21号	令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
17	議案第22号	令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第5 号)	原案可決
18	議案第23号	令和7年度若桜町簡易水道事業会計補正予算(第4 号)	原案可決
19	議案第24号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
20	議案第25号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の	原案可決

		一部改正について	
2 1	議案第 2 6 号	若桜町介護保険条例の一部改正について	原案可決
2 2	議案第 2 7 号	若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について	原案可決
2 3	議案第 2 8 号	若桜町特別会計条例の一部改正について	原案可決
2 4	議案第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜駅ナカ店舗 わかさカフェ)について	原案可決
2 5	議案第 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜町活性化施設)について	原案可決
2 6	議案第 3 1 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜町エゴマ搾油加工施設)について	原案可決
2 7	議案第 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜町精米施設)について	原案可決
2 8	議案第 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設)について	原案可決
2 9	議案第 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定(若桜町駅前にぎわいプラザ)について	原案可決
3 0	議案第 3 5 号	若桜町過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
3 1	議案第 3 6 号	業務委託契約の変更契約の締結について	原案可決
3 2	議案第 3 7 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
3 3	議案第 3 8 号	町道の路線認定について	原案可決
3 4	議案第 3 9 号	若桜町監査委員の選任について	原案同意
3 5	議案第 4 0 号	若桜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
3 6	議案第 4 1 号	若桜町副町長の選任について	原案同意
	議員提出議案		
3 7	第 3 号	議会だより調査特別委員会の設置について	原案可決
3 8	第 4 号	議会改革調査特別委員会の設置について	原案可決
3 9	第 5 号	人口減少問題調査特別委員会の設置について	原案可決

令和8年第2回若桜町議会定例会

会議の顛末 本会議（3月9日）

議会事務局長（上川恭子）

おはようございます。事務局長の上川です。本定例会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の小林誠議員、議長席にお着き願います。

臨時議長（小林誠）

ただいま紹介されました小林です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいいたします。

ただいまから、令和8年第2回若桜町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1

「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、ただいまご着席の議席とします。

日程第2

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、投票と指名推薦があります。いずれの方法がよろしいでしょうか。

（投票の声あり）

「投票」の声がございました。

したがって、それを認め、議長の選挙は投票で行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

議長選挙は投票で行うことに決定しました。暫時休憩します。

午前9時23分 休憩

（議場において全員協議会開催）

午前9時40分 再開

臨時議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議場の出入口を閉めます。

（事務局職員が議場を閉める）

傍聴者の方も出入りができませんのでよろしくお願いいいたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山根典明議員、森本浩史議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（事務局職員が投票用紙を配る）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなし）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局職員点検・異状なし）

異状なしと認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

（投票用紙記入）

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

議会事務局長（上川恭子）

それでは、順次投票していただきます。

1番山根典明議員、2番森本浩史議員、3番森田二郎議員、4番山根政彦議員、5番山本安雄議員、6番小林誠議員、7番山本晴隆議員、8番川上守議員。

午前 9時50分 休憩

臨時議長（小林誠）

投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。

山根典明議員、森本浩史議員、開票の立会いをお願いいたします。

（立会人立会いのもと、開票）

選挙結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、川上議員5票、山根政彦議員3票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、川上議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（事務局職員が議場を開ける）

ただいま、議長に当選された川上議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人川上守議員の発言を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

改めまして受けさせていただきます。若桜町議会発展のために頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

臨時議長（小林誠）

では、川上議長、議長席にお着き願います。

以上で私の任務は全て終了しました。

ご協力ありがとうございました。

議長（川上守）

暫時休憩いたします。

午前10時00分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配布の「第1号の追加1」のとおり、日程第1から日程第9までを日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第9までを日程に追加することに決定しました。

日程第1

「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおりと指定します。

日程第2

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、山根典明議員、森本浩史議員を指名します。

日程第3

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの15日間と決定いたしました。

日程第4

「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、投票と指名推薦の方法があります。

いずれの方法がよろしいでしょうか。

(投票の声あり)

「投票」という発言がありましたので、副議長の選挙は投票で行うこととします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

副議長選挙は投票で行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

(議場にて全員協議会開催)

午前10時10分 再開

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議場の出入口を閉めます。

(事務局職員が議場を閉める)

ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森田二郎議員、山根政彦議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

(事務局職員が投票用紙を配る)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(異状なし)

異常なしと認めます。

それでは、投票用紙にご記入ください。

(投票用紙記入)

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

事務局長 (上川恭子)

それでは順次投票をしていただきます。

1番山根典明議員、2番森本浩史議員、3番森田二郎議員、4番山根政彦議員、5番山本安雄議員、6番小林誠議員、7番山本晴隆議員、8番川上守議員。

議長 (川上守)

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

森田二郎議員、山根政彦議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人立会いのもと、開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票5票、無効投票3票です。

有効投票のうち、山本安雄議員5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、山本安雄議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員が議場を開ける)

ただいま副議長に当選されました山本安雄議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

続いて、当選人山本安雄議員の発言を求めます。

議員 (山本安雄)

副議長をお受けいたします。よろしく願いいたします。

議長 (川上守)

確認のために暫時休憩を取ります。

午前10時25分 休憩

(議席の変更)

午前10時35分 再開

議長(川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5

「議席の一部変更」を行います。

先ほど行われました副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

山本安雄議員の議席を7番に、小林誠議員の議席を5番に、山本晴隆議員の議席を6番に変更します。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前11時19分 再開

議長(川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6

「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6号第4項の規定により、山根典明議員、森本浩史議員、森田二郎議員、山根政彦議員、小林誠議員、山本晴隆議員、山本安雄議員、川上守の8名を総務産業教育民生常任委員会委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を総務産業教育民生常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第7

「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、

委員会条例第6条第4項の規定により、山本安雄議員、森田二郎議員、山根典明議員を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第8

「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に山本安雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山本安雄議員を、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本安雄議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

山本安雄議員が議場におられますので、会

議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人山本安雄議員の発言を求めます。

議員（山本安雄）

はい。お受けいたします。まさに後期高齢社会の真ただ中に向かっていきます中、非常に重責ではありますが、力いっぱい尽くしてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いたします。

議長（川上守）

日程第9の案件は、私自身に関わりを持つことから、副議長において会議を進めていただきます。

（副議長と交代し、議長は議席8番へ）

副議長（山本安雄）

日程第9

「鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することと決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に川

上守議員を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました川上守議員を、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、川上守議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会議員に当選されました。

川上守議員が議場におられますので、議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、当選人川上守議員の発言を求めます。

議員（川上守）

謹んでお受けいたします。精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

副議長（山本安雄）

それでは議長に交代をします。

（議長へ交代）

議長（川上守）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

午前11時24分 散会